

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 志太広域事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.2%
全職員	75.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	98.5%
本庁課長補佐相当職	95.3%
本庁係長相当職	78.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.3%
31～35年	— %
26～30年	84.3%
21～25年	103.6%
16～20年	104.0%
11～15年	96.5%
6～10年	130.6%
1～5年	124.0%

【説明欄】

- ・男女の給与の差異欄に「—」が表示されている項目は、比較対象となる女性職員がいないことを表している。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員に含まれるパートタイム勤務者は、常勤職員の所定勤務時間数を基準として職員数を換算し、給与の割合を算出している。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員には、給与水準の高い再任用職員の男性が含まれているため、女性の給与割合が低くなっている。
- ・勤続年数別の「6～10年」「1～5年」には、給与水準の高い医療職の女性が含まれているため、女性の給与割合が高くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。